宮崎県無電柱化推進計画 (2021~2025)

令和4年2月

宮崎県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々のリスクを有している。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化等により、その必要性が高まっている。

平成28年には議員立法により、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)」が定められた。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画(及び都道府県無電柱化推進計画)を基本として、都道府県(市町村)の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県(市町村)無電柱推進計画の策定を都道府県(市町村)の努力義務として規定している。

本計画は、令和3年5月に閣議決定した無電柱化推進計画及び平成30年1 1月に策定した宮崎県無電柱化推進計画(以下「前計画」という。)での成果や 課題を踏まえ、無電柱化を一層推進するため、計画期間における無電柱化の基 本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) 宮崎県における無電柱化の現状

宮崎県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備による地中化が進められており、令和3年3月末現在、県管理道路で無電柱化(抜柱完了)を実施した延長は約6.5kmであり、これは県管理道路の0.2%に相当する。

また、防災の観点から無電柱化の必要性が高い緊急輸送道路においては、県管理道路で無電柱化(抜柱完了)を実施した延長は約3.9kmであり、これは緊急輸送道路となっている県管理道路(約1,260km、臨港・漁港道路を除く)の0.3%に留まっている。

(2) 今後の無電柱化の取組姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。

特に、近年の台風や豪雨等の災害では、倒木や飛来物起因の電柱倒壊による 停電並びに通信障害が長期間に及ぶケースも報告されており、電力や通信のレ ジリエンス強化も求められている。

このような内容を踏まえ、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民(市民)と関係者の理解、協力を得て、市街地等を通る緊急輸送道路における無電柱化を重点的に進めることにより、本県の安全・安心なくらしを確保するとともに、魅力あふれる美しい街なみを形成するよう取り組んでいく。

(3)無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する。

なお、県が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

緊急輸送道路や各市町村の地域防災計画における避難路等、災害の被害拡大防止を図るために必要な道路について、無電柱化を推進する。

特に市街地内のこれらの道路においては、災害時に電柱が倒壊した場合に、 緊急車両等の通行に重大な支障をきたすことから、市街地等の緊急輸送道路 の無電柱化を重点的に推進し、電柱倒壊リスクの解消を目指す。

② 安全・円滑な交通確保

宮崎市移動等円滑化基本構想における生活関連経路や乗降客数の多い宮崎駅等の交通結節点において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。また、交通事故、ヒヤリハット事案の多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

美しい宮崎づくり推進計画等に基づき、沿道における無電柱化を推進する。

2 無電柱化推進計画の期間

2021 (令和3) 年度から2025 (令和7) 年度までの5年間とする。

3 無電柱化の推進に関する目標

令和7年度までに、無電柱化計画道路(別表1)について無電柱化に取り組むことを目標とする。

また、前計画など既存の計画等に基づき無電柱化に取り組んでいる無電柱化 推進道路(別表2)について、早期完成を目指す。

4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な 区間において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第 39号)に基づき、電線共同溝の整備を進める。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

③ 軒下配線方式·裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施 可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業や市街地開発事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。県においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うととも に、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円 滑に進むよう支援する。

(2) コスト縮減の推進・事業のスピードアップ

地中化により無電柱化を実施する場合は、収用する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設や小型ボックス構造、角型多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存

ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

(3) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の占用を制限する措置について、適切な運用に努める。また、新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を継続する。

(4) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる宮崎地 区無電柱化協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に 係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

ガスや上下水道の更新時など他の地下埋設物の工事に併せて無電柱化を 行うことが効率的であることから、計画段階から道路工事調整会議等関係者 が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地

上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、 学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得 て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、毎年11月10日の「無電柱化の日」を生かしたイベントを 実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、市報等を活用して周知し、理解を広げる。

(2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

無電柱化計画道路

別表 1

〇令和7年度までに無電柱化に取り組むことを目標とする路線。

直轄国道 ※直轄国道については、今後、関係機関との協議が完了した区間を無電柱化計画道路として位置付けることとしている。

宮崎県管理道路及び市町村道

No	道路管理者	市町村	路線名	起点	終点	道路延長	整備延長
1	宮崎県	宮崎市	国道269号	宮崎市松橋2丁目 (松橋交差点)	宮崎市大工1丁目3	0. 66km	1. 32km
2	宮崎県	宮崎市	県道宮崎島之内線	宮崎市堀川町 (宮崎中入口交差点)	宮崎市堀川町 (昭和町交差点)	0. 30km	0.60km
3	宮崎県	日南市	国道222 号	日南市岩崎1丁目 (油津駅入口交差点)	日南市中平野1丁目	1.03km	2. 06km
4	宮崎県	三股町	県道都城北郷線 (都城坂元線)	三股町樺山 (三股小前交差点)	三股町樺山 (三股町武道館前交差点)	0. 45km	0. 90km
5	宮崎県	小林市	国道221号	小林市細野	小林市細野	0. 47km	0. 94km
6	宮崎県	延岡市	国道218号	延岡市祇園町2丁目 (祇園町交差点)	延岡市昭和町1丁目	0. 46km	0. 92km
7	宮崎県	延岡市	県道稲葉崎平原線 (安賀多通線)	延岡市構口町1丁目	延岡市平原町2丁目 (平原町2丁目交差点)	0. 66km	1. 32km
8	小林市	小林市	市道西ノ川・伊東塚線 (市役所通線)	小林市細野 (市役所入口交差点)	小林市細野	0. 20km	0. 40km
							8. 46km

無電柱化推進道路

別表2

〇令和3年度以前から無電柱化に取り組んでおり、早期完成に向け引き続き無電柱化を推進する路線。

直轄国道

No	道路管理者	市町村	路線名	起点	終点	道路延長	整備延長
1	国	都城市	国道10号	都城市吉尾町	都城市吉尾町	0. 90km	1.80km
2	玉	都城市	国道10号	都城市甲斐元町	都城市甲斐元町	0. 30km	0. 50km
						2. 30km	

宮崎県管理道路及び市町村道

当時末日生追踪及び中町行足								
No	道路管理者	市町村	路線名	起点	終点	道路延長	整備延長	
1	宮崎県	宮崎市	県道宮崎島之内線	宮崎市瀬頭2丁目 (瀬頭交差点)	宮崎市堀川町 (宮崎中入口交差点)	0. 40km	0.80km	
2	宮崎県	日南市	国道222号	日南市春日町	日南市岩崎1丁目 (油津駅入口交差点)	0. 30km	0. 60km	
3	宮崎県	都城市	国道269号	都城市平江町	都城市栄町 (都城駅前交差点)	0. 50km	1. 10km	
4	宮崎県	都城市	国道269号	都城市栄町 (都城駅前交差点)	都城市栄町 (北原交差点)	0. 30km	0. 60km	
5	宮崎県	綾町	県道宮崎須木線	綾町大字南俣	綾町大字南俣	0. 40km	0.80km	
6	宮崎県	延岡市	県道稲葉崎平原線 (安賀多通線)	延岡市共栄町1丁目	延岡市構口町1丁目	1. 00km	1. 90km	
7	宮崎市	宮崎市	市道宮崎駅東通線	宮崎市吉村町大町甲	宮崎市吉村町西中甲	0. 21km	0. 42km	
8	宮崎市	宮崎市	市道宮崎駅東通線	宮崎市吉村町西中甲	宮崎市吉村町前田甲	0. 50km	1. 00km	
9	綾町	綾町	横町・栄町線	綾町大字南俣	綾町大字北俣	0. 30km	0. 60km	
10	綾町	綾町	桑下線	綾町大字南俣	綾町大字南俣	0. 10km	0. 20km	
						8. 02km		